

環境基本法の一部改正について

1 改正内容

放射性物質による大気の汚染等の防止のための措置について、環境基本法の適用の対象とする。

2 原子力規制委員会設置法（平成24年6月27日法律第47号）新旧対照表

○環境基本法（平成5年法律第91号）（附則第51条関係）（傍線部は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(定義) 第二条 (略) 2 (略) 3 この法律において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。<u>第二十一条第一項第一号において同じ。</u>)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。</p> <p><u>第十三条 削除</u></p> | <p>(定義) 第二条 (略) 2 (略) 3 この法律において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。<u>第十六条第一項を除き、以下同じ。</u>)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。</p> <p><u>(放射性物質による大気の汚染等の防止)</u> <u>第十三条 放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止のための措置については、原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)その他の関係法律で定めるところによる。</u></p> |

3 施行期日

公布の日から起算して三月を越えない範囲内において政令で定める日
 (平成24年9月19日施行)